

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 傷害特約給付金

Q：当社は傷害特約給付金が付された保険に加入しました。この場合の保険料の処理はどうしたらよいですか。

A：最近、被保険者に病傷等の事由が生じた際に一時金を給付する定め、いわゆる「傷害特約給付金」が付された保険に加入するケースが多いようです。

この場合、法人が支払った保険料は、給付金の受取人が法人であれば支払期間の経過に応じて損金算入となります。

これに対し、役員や使用人等が受取人となっているケースでは、全従業員が対象となっていれば同じく損金算入が認められます。

しかし、特定の役員等のみを対象としていると、その者に対する給与とされ所得税の源泉徴収を要します。

実際に支給される給付金については、受け取った法人は、これを自らの雑収入として計上することになります。そのうえで、これを原資として役員等に見舞金が支払われると、社会通念上不相当に高額であれば給与課税されます。相当額の範囲内であれば、福利厚生費として損金算入されます。

なお受取人が役員等本人の場合は、保険契約の内容如何によっては、給付金は受取人の非課税所得となります。

